

淡路広域水道企業団特定業務委託共同企業体取扱要綱

平成 28 年 9 月 26 日

訓 令 第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、淡路広域水道企業団が発注する業務委託に係る共同企業体の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、技術力等を結集することや、経営力や施行能力等を補完又は強化することを目的として、業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象業務)

第 3 条 共同企業体に発注することができる業務（以下「対象業務」という。）は、次の各号に掲げる業務とするものとする。

- (1) 一般競争入札による業務。
- (2) その他企業長が特に必要と認める場合。

(構成員の数)

第 4 条 共同企業体の構成員の数は、2 者以上 5 者以内で対象業務ごとに定める。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(構成員の組合せ)

第 5 条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 淡路広域水道企業団契約規程第 5 条第 1 項に定める入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者の組合せであること。
- (2) その他企業長が特に必要と認める条件を満たす組合せの場合。

(構成員の要件)

第 6 条 共同企業体の構成員は、対象業務に必要とする条件を満たしている者であること。

(出資比率)

第 7 条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、これによりがたいとき又は第 4 条ただし書の規定を適用するときは、企業長は、別に出資比率の最小限度基準を定めるものとする。

- (1) 2 者の場合 30%以上
- (2) 3 者の場合 20%以上
- (3) 4 者の場合 15%以上
- (4) 5 者の場合 12%以上

(代表者の要件)

第 8 条 代表者は、構成員中最大の履行能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(結成方法)

第 9 条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札資格の申請)

第 10 条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を企業長に提出しなければならない。ただし、企業長が特に認めた場合は、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格審査申込書（様式第 1 号）
- (2) 共同企業体協定書の写し
- (3) 委任状（様式第 2 号）
- (4) その他企業長が定める資料
（存続期間）

第 11 条 共同企業体は、当該業務の完了後残務整理等に必要な期間として 3 か月以上存続するものとする。

（業務委託を受託した場合の手続き）

第 12 条 共同企業体が業務を受託し、履行するに至った時、共同企業体の代表者は、その業務ごとに特定業務委託共同企業体運営委員会を設置し、同委員会において決定した次の各項目について企業長あて、文書で提出しなければならない。

- (1) 共同企業体編成表
- (2) その他、企業長が必要と認める事項

附 則

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

一般競争入札参加資格審査申込書

委託業務名：

入札日：

入札場所：

上記業務委託に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申し込みます。

なお、特定業務委託共同企業体の構成員は、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

平成 年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長

様

申請者 特定業務委託共同企業体の
名 称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

委任状

平成 年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

委任者

特定業務委託 住 所
共同企業体 商号又は名称
構 成 員 代表者氏名

印

特定業務委託 住 所
共同企業体 商号又は名称
構 成 員 代表者氏名

印

私（達）は、次の特定業務委託共同企業体の代表者を代理人と定め、下記の業務委託に関する下記の事項を委任します。

特定業務委託共同企業体の名称

受任者

特定業務委託 住 所
共同企業体 商号又は名称
代 表 者 代表者氏名

印

記

1 業務委託

- (1) 委託番号
- (2) 委託業務名

2 委任する事項

- (1) 設計図書の申込み及び受領に関すること。
- (2) 入札及び見積りに関すること。
- (3) 復代理人の選任に関すること。

受任者 使用 印 鑑	
---------------------	--